

情報処理学会北陸支部表彰規程

(総則)

第1条 支部運営規約第2条にもとづく関係事業として、表彰はこの規程により行う。

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優秀学生賞
- (2) 優秀論文発表賞
- (3) 研究業績賞
- (4) その他、支部で特に認めた賞

(優秀学生賞)

第3条 優秀学生賞は、本支部内の正会員3名以上を有する情報処理関係の大学および高専等において、学業成績が優秀であり、かつ将来の活躍が期待される者に贈呈する。

2 対象校は毎年9月末の実績に基づいて決定し、変動があれば次の運営委員会で報告する。対象校は別紙参照のこと。

第4条 対象校に優秀学生賞候補の推薦を依頼し、各学校から推薦された学生を受賞者とする。

2 各学校が推薦できる候補者は、当該年度の卒業および卒業見込み(修了および修了見込み)の者で、1名を限度とする。

3 候補者は会員であることを必要としない。

第5条 優秀学生賞は、賞状および楯とし、さらに、希望者には本学会の年会費(次年度1年分)と未入会であれば入会費を贈る。

第6条 受賞者への賞状および楯の伝達は、各学校に依頼する。

(優秀論文発表賞)

第7条 優秀論文発表賞は、支部主催の電気・情報関係学会北陸支部連合大会(以下「支部連合大会」という)における情報処理関係の発表を審査し、優秀であると判断された者に贈呈する。

第8条 優秀論文発表賞を受ける者は、支部連合大会で発表した者で、次の各号全てに該当する者から選定する。

- (1) 本支部学生会員(応募時には入会手続き中も可)である者

(2) 講演者として登録しかつ講演を行った者

第9条 優秀論文発表賞は、支部連合大会事務局を通じて、募集および審査を行う。

2 審査は、原則としてセッションの座長と座長が任命する他1名によって行う。

第10条 前条の審査結果をもとに、支部運営委員会で受賞者の選定を行う。ただし、受賞者は最大10名とする。

第11条 優秀論文発表賞は、賞状およびトロフィーとする。

(研究業績賞)

第12条 研究業績賞は、情報処理に関連する特に優秀な研究業績を挙げた者に贈呈する。

第13条 研究業績賞を受ける者は、情報処理に関連する、学術論文の掲載、国際会議発表、国内学会発表を行った者もしくは受賞をした者で、次の各号全てに該当する者から選定する。

- (1) 北陸地域の情報処理に関連する大学院の博士前期課程（修士課程）、博士後期課程（博士課程）に在籍する院生、または、募集年度内に北陸地域の大学院を修了した者
- (2) 本支部会員（応募時には入会手続き中も可）である者
- (3) 本学会の正会員である指導教員の推薦がある者

第14条 候補者の研究業績をもとに、支部運営委員会で受賞者の選定を行う。ただし、受賞者は博士前期課程（修士課程）、博士後期課程（博士課程）それぞれ1名程度とする。

第15条 研究業績賞は、賞状およびトロフィーとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるものの他、表彰規程の運用に関する必要な事項は別に定める。

第17条 本規程の改廃は、支部運営委員会の議決により行う。

付 則

- 1) この規則は、平成21年5月16日より施行する。
- 2) 平成24年5月25日一部改正。
- 3) 平成26年12月5日一部改正。
- 4) 令和元年7月3日一部改正。

(別紙)

対象校は次のとおりとする。

- ・福井大学
- ・福井工業大学
- ・福井工業高等専門学校
- ・北陸先端科学技術大学院大学
- ・金沢大学
- ・金沢工業大学
- ・金沢学院大学
- ・石川工業高等専門学校
- ・国際高等専門学校
- ・富山大学
- ・富山県立大学
- ・富山国際大学
- ・富山高等専門学校